

書類審査
桜井市体育施設指定管理者選考審査基準

「評価基準」

- A（5点）：優れている
- B（4点）：やや優れている
- C（3点）：標準的である
- D（2点）：やや劣っている
- E（1点）：劣っている
- F（0点）：全く劣っている

「選考基準」

1. 提案された事業計画の内容が、当該公の施設の設置目的に沿ったものであり、その事業を効率的かつ効果的に達成できるか
 - ① 当該体育施設の目的を理解した事業がなされているか
 - ② 桜井市等が示した管理運営方針と事業者が提案した管理運営方針とが合致しているか
 - ③ 市民スポーツ振興のために知識や経験を最大限活用し、市民及び時代のニーズを反映し、魅力的な事業計画、事業内容が提案されているか
 - ④ 事業の実施にあたって、安全確保のための実施体制が確立されているか
 - ⑤ DXの推進などに係る提案があるか
2. 管理運営にかかる経費の縮減が図られたものであるか
 - ① 収支計画書と事業計画の整合性は、図られているか
 - ② 桜井市等が主催する事業の予算配分は、適正にされているか
3. 事業計画に沿った管理運営を安定して行う能力を有しているか
 - ① 当該体育施設を管理運営するための専門知識を有した職員かつ事業実施にあたって専門職員並びにその要員が確保されているか
 - ② 事業計画及び収支計画に沿った提案事業の提案がされているか

書類審査

桜井市体育施設指定管理者採点表

審査員 []

		登 録 番 号				
選 考 基 準	配 点	A	B	C	D	E
1－①	5 点					
1－②	5 点					
1－③	5 点					
1－④	5 点					
1－⑤	5 点					
2－①	5 点					
2－②	5 点					
3－①	5 点					
3－②	5 点					
合計得点	4 5 点					